

HOTLINE

税理士法人 ユーマス会計

株式会社 ユーマス経営

今月の視点

取引先倒産の予兆を見破る

.....徹底した会社と社員を護り抜く施策.....



リーマンショック以来1年半、デフレ傾向と共に徐々に耳に入ってくる倒産事例。その煽りを食っての連鎖倒産だけは絶対に避けたいものです。多くの社員とその家族の生活を守らなければならぬ経営者は、その責任感で自社のリスクを可能な限り回避し、事前に倒産の危機を回避しなければなりません。

火の無い所に煙は立たない

昔からの諺、倒産可能性のシグナルに気づかねばなりません。社長の不在が続く、いくら電話をかけても捕まらない。数年前から振り出し小切手や手形の金融機関がよく変更になる。会社や倉庫の在庫がうんと減少している様子。その次に手形サイトの引き延ばしや、期日変更の依頼(手形ジャンプ)、異常な数量の注文の依頼などなど。この状態になると完全に倒産寸前でもう手をつけることは不可能でしょう。

一刻も早く予知する事「ヒト・モノ・カネ」の視点からいち早くかぎつけるヒントの数々

ヒトの視点

極端なワンマン経営者：「部下の意見は聞かない」「経営の情報を開示しない」社員にとって会社の明日が全く見えない。

お人好し経営者：頼まれると断ることが出来ない。余分な仕入や、値切ることもしない。倒産傾向にある取引先に対しても手を打たない。

公私混同型経営者：私生活と会社のお金の区分が出来ない。

顔色がさえず生活が乱れている経営者：経営状態が悪くなると「心ここにあらず」が顔にでる。

株式・不動産・商品投資に没頭する経営者：最近急に投機話への関心が強くなった。(一攫千金の夢)

その他：社員の定着率が悪くなった。幹部社員の相次ぐ退職。社内規律の乱れ。電話対応など。

モノの視点

商品在庫大量注文：最近多くの注文がくる、安売りなどバーゲンセールなどが目立つ。

直接現場からの受注が増加：従来は本社経由できた注文が現場から担当者が直接発注するようになった。

頻繁な取引先の変更：今までの取引先、仕入先を次々変更している。

本業以外の商品の取り扱い：何の理由もなく今まで扱った事のない商品まで取り扱いだした。

カネの視点

取引銀行が変わった：小切手や手形、振込銀行が急に変更になった。

支払条件の変更：「×日・支払期日・小切手を手形に変更」「手形期日のジャンプ」「小私の手形化」など。

借入金利の変更：経営者から「借入金利率に変更に(高く)なった」との話。

融通手形の話：「手形の交換」など、手形の相互交換の依頼が来た時。

銀行から割引を断られる：そんな噂を耳にしたら即対応策を。

町金の話：市中の手形割引業者の話が出てきたら、とても資金繰りに困窮しているということ。



...ビジネススポット...

小切手や手形・印鑑の保存と取扱について
.....紛失や盗難・間違いを起さないために.....

法務管理室 露口 祐子

未使用の小切手や手形と印鑑は同じ場所に保管しない

印鑑（銀行届け印）と未使用の小切手や手形帳は違う場所に保管しましょう。もし、盗難や紛失の場合には同じ靴や金庫に保存していると即悪用される恐れがあります。小切手帳や手形帳は金庫、印鑑は自宅に保存するなど工夫された方が良いでしょう。また、未使用の小切手や手形に銀行印を前もって押印しておかれるのは極めて危険な行為です。

新しく受け取った小切手や手形帳

新しく銀行から受取った小切手帳や手形帳には、まず会社の住所と社名等のゴム印のみを押印しておきましょう。特に小切手帳には二本線（銀行渡り）の入ったゴム印を押しておくことです。

取引先への支払いに際して、金額の記載（原則としてチェッカーライター）や所定の記載事項を記載後、初めて銀行印を押印して使用します。その際、必ず小切手帳などの左の片辺（かぶら）に後日の参考のために引渡先、期日などを記載しておきます。

取引先から受取った小切手の取扱や保管方法

小切手を受け取った時は、現金と全く同じ（一覧払い）と考えて、可能な限り早急に金融機関に持参して資金化して下さい。紛失した場合現金と同じようなリスクがあります。注意しなければならないのは、取引先から

日以降に取り立てて下さいと言って先日付の小切手を受取る場合があります。この様な利用の仕方は例外ですが、取引先との信頼関係もありますので、その日迄保管して指定された日以降まで取立を待たなくてはなりません。

取引先から受取った約束手形の取扱や保管方法

手形を受取った場合は小切手と違って「支払い期日」が記載されています。もしも、その期日を経過したときは手形交換所を通じて取立する事が困難になります。手形を受取った場合にその手形の取扱について、即割引をすとか、支払先に裏書譲渡するのか決定している場合を除き可能な限り取引銀行に取立依頼をしておきましょう。銀行に預けて以降、期日前に割引や裏書譲渡の必要性が生じた場合は返還を受けることが出来ます。期日取立や盗難事故防止のためにぜひ参考にしてください。



なぜ！今、経営計画なのか？

未来を明示しなければ資金調達が出来ない

未来が見えなければ社員の夢がない

第二課長・上木戸信明

資金のカラー混同から生ずる資金繰りの失敗

一番多い、固定資金のアンバランスから生じた失敗

固定資産に投資する際の資金計画では固定資金の調達をしなければならないと、固定資産への投資は、土地を除き、概ね数年から十数年といった年月で「減価償却」という手続きで、毎年費用化されていく。又、土地や企業が常に在庫している棚卸資産（在庫）は、毎年変化しない。取引資金である、受取手形や売掛金は常に回転を繰り返している。投資と違ってその資金源は常に安定していなければならない。固定資金という資金の投資額と調達額が概ね等しくない場合、その不足額を他の資金から流用する。特に取引資金や流動資金を流用した場合は必ず流用元の資金がショートする。新たな設備投資を行うにはその設備の償却年数を考慮した「長期借入金」を調達しなければならない。

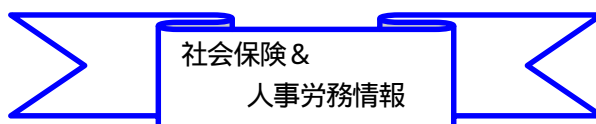
取引資金のアンバランスから生ずる失敗

取引資金とは売掛金や受取手形、買掛金や支払手形資金のことをいう。業種によって大きな差異がある。

物品の卸などは概ね債権と債務が一致する。同じ物品販売でも、小売業の場合は、現金売りが多いので、債務より債権が極端に大きく、大きな余裕もあるので他からの流用など無用である。しかし、サービス業など付加価値（利益幅）が大きい業種の場合は債権に対して債務が極端に大きくなる。例えば、運送業などの場合は、債権は大きいですが、燃料や備車（外注費）の債務は当然割合が高く、不足資金を他の流動資金からまかなう必要がある。しかし、その債務は非常に限定的に調達しなければ、つい固定資金に流れしまう傾向にある。

常にコントロールしなければならない資金別管理

経営の行き詰まり、破綻は必ず資金管理の失敗から始まる。その資金別管理の混同が原因である。よく言われた「黒字倒産」などに、無計画な固定資金のアンバランスが取引資金に影響を与えた結果にあると言える。



社会保険労務士 嶋田亜紀

助成金情報 ~改正育児・介護休業法と助成金がリンクしました~

6月30日に施行される改正育児・介護休業法を踏まえ3歳までの子を養育する労働者に対する短時間勤務制度の導入が猶予される小規模事業主に対して、4月から育児・介護雇用安定等助成金の内容が変更されました。法改正と実態と助成金を踏まえて、整備を進めていくいい機会になるのではないのでしょうか。

助成金額が増額された育児・介護雇用安定等助成金の子育て期の短時間勤務支援コース

変更点・・・事業主の規模の区分が、2区分から以下の3区分に変更されました

小規模事業主：常時100人以下の労働者を雇用する事業主

中規模事業主：101人以上の労働者を雇用し、常時雇用する労働者の数が300人以下の事業主

大規模事業主：常時雇用する労働者の数が301人以上の事業主

小規模事業所にとっては助成額が拡充されています。

[主な受給要件(他にも要件あり)]

以下のア及びイを満たしていること。

ア少なくとも3歳に達するまでの子を養育する労働者が利用できる短時間勤務制度を労働協約又は就業規則により制度化していること。

イ雇用保険の被保険者として雇用する、小学校第3学年修了までの子を養育する労働者であって、短時間勤務制度の利用を希望した労働者に連続して6か月以上利用させたこと

[受給できる額]

支給対象労働者が最初に生じた場合(平成22年4月1日以降に初めて支給対象労働者が生じた場合に限る)	小規模事業主	100万円
	中規模事業主	50万円
	大規模事業主	40万円
最初に支給対象労働者が生じた日の翌日から5年以内に、2人以降の支給対象労働者が生じた場合	小規模事業主	80万円
	中規模事業主	40万円
	大規模事業主	10万円

その他6ヶ月以上の育児休業の制度を制度化した場合に給付される助成金などがあります

《事務所つうしん》

平成 22 年 6 月事務所カレンダー（主な行事と税務等）

日 程	業 務 ・ 行 事 等	備 考
5 日(土)	第一土曜日お休みです	
10 日(木)	5 月分の源泉所得税と住民税の納期限	
12 日(土)	第二土曜日実務研修会	法務担当(露口)
19 日(土)	第三土曜日でお休みです	
25 日(金)	4 月決算法人の決算書・申告書の審理	法務担当(露口)
26 日(土)	第四土曜日実務研修	法務担当(露口)
29 日(火)	4 月決算法人の確定申告書提出 (e t a x)	総務担当
30 日(水)	7 月の月例会議 7 月の業務計画と 6 月の業務反省	総務担当

職員バースデー（6月）...おめでとうございます...

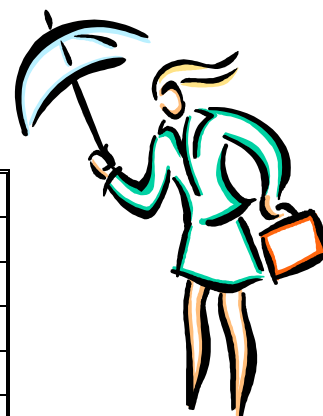
法務管理室 茶木 昭洋 (18日)

今月のミニ金融情報

..... 日本政策金融公庫の貸付利息等(22年 5月 19日現在)

日本政策金融公庫	経営改善資金(マルケー)	5年以内	1.85%
同	普通貸付	5年以内	2.15%
同	同	6年以内	2.25%
同	同	7年以内	2.35%
同	同	8年以内	2.45%
同	同	9年以内	2.55%
同	同	10年以内	2.65%

6月のマルケー融資審査会は6月28日(月)、審査会には所長が審査員として出席します



ワンポイントアドバイス

会社の印鑑の豆知識

個人と同じように、会社（法人）にもいろいろな印鑑があります。個人であれば、市役所や区役所に届けた「実印」があり、不動産取引など財産や債務行為、保証などの契約行為に、役所の証明する「印鑑証明書」を添付して使用します。他に銀行取引などに使用する「銀行印」や簡単な文書や郵便物・宅配物などに使う「認印」などがあります。

会社（法人）も、会社設立時に法務局へ「印鑑届」をするために、法人を代表するための「代表者印」を作成します。（通常実印と言われています。複数の代表者がいる場合は複数の「代表社印」を届けることも出来ます）個人の場合と同じように会社の財産や債務取引、保証や売買・賃貸借契約書作成など重要な取引に法務局の印鑑証明書を添付して使用されています。銀行印も同じ代表者印を使用する場合がありますが、小切手や手形などに押印の機会が多いので、別途に「銀行印」を作成した方が良いでしょう。

会社の場合に良く会社名の入った「角印」が押印されていますが、これは「認印」と同じ様なもので法的には必要な印鑑ではありません。

印鑑は「実印」「銀行印」「認印」などに関わらず、文書などに簡単に押印する事は止めましょう。たとえ市販されている「認印」でも文書の内容から責任を求められる場合があります。